

独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター看護学生奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、東京山手メディカルセンター（以下「病院」という。）において看護師及び助産師（以下「看護師等」という。）として看護業務に従事しようとする日本国内の学生を対象に奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師等を確保することを目的としてこの規程を定める。

(貸与主体)

第2条 奨学金の貸与およびそれに係る債権管理等は、奨学金制度を活用する病院が行うものとし、貸与及び免除の額は、病院が負担するものとする。

(貸与対象要件と人数)

- 第3条 奨学金の貸与の対象となる者は、当該各号のいずれにも該当する者とする。
- 一 日本国内の看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができる者。
 - 二 看護学校等を卒業後、病院に常勤の看護師等として勤務することを希望する者。
- 2 貸与人数は、当該年度の病院の経営状況を鑑みて、院長が定めるものとする。

(貸与申請)

第4条 奨学金の貸与を受けることを希望する者は、院長に対し、奨学生貸与申請書（様式第1号）・奨学金申請理由書・履歴書・健康診断書を添付し申請するものとする。これに加え、既に看護学校等に在籍している者は、在籍証明書及び成績証明書、高等学校に在学中の者は、調査書・卒業見込証明書・看護師等養成施設の合格証書の写しを提出するものとする。

(奨学生の決定)

- 第5条 院長は、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定する。
- 2 院長は、奨学生に対して奨学金貸与決定通知書（様式第2号）を発行するものとする。
 - 3 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した場合には、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学金の貸与額は月額5万円とする。ただし、地域の看護学生を対象とした奨学金の貸与状況を踏まえ、当該貸与額を超える金額の貸与を希望する場合には、理事長の承認を受け、月額10万円を限度として貸与することができる。

- 2 前項にかかわらず、独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター附属看護専門学校に在籍する学生に係る奨学金の貸与額については、月額7万円とする。
- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から、看護学校等を卒業する年度までの修業年限とする。すでに看護学校等に在籍している学生から貸与申請の希望がある場合は、院長の判断により個別に対応することができる。

(貸与方法及び利息)

第7条 奨学金の貸与方法は、原則、毎月5日に指定口座（きらぼし銀行）へ振り込むこととする。

- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学金と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消)

第9条 院長は、奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは奨学生の資格を取り消すことができる。

- 一 新たな学年に進級できないとき。
- 二 修学態度、成績等について特段の問題があり、奨学生とすることが適当でない判断されたとき。

(奨学金の休止および貸与再開)

第9条の2 院長は次に該当するに至ったときは奨学金の貸与を休止することができる。

- 一 奨学生が休学したとき。
- 2 院長は、休学した奨学生が復学した場合、奨学金の貸与再開をすることができる。

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金が看護学校等を卒業後、病院において、常勤職員として引き続き規程第6条第2項に定める貸与期間相当の期間又は当該期間を超える期間を勤務したときは、奨学金の返還の債務を全額免除する。

- 2 前項の規定にかかわらず、院長は、1年以上の勤務につき1年分の奨学金の返還の債務を免除することができる。なお、1年に満たない期間は、返還債務免除勤務期間に含まない。

- 3 院長は、奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上、適当と判断する場合は、奨学金の返還債務の全額は又は一部を免除することができる。
- 4 院長は、前3項の規定により返還の債務の全額または一部を免除した場合、本人および連帯保証人に対し、奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知する。

（返還債務免除勤務期間の通算）

第12条 院長が必要と認めて院長の命令により他の病院に異動した場合には、返還勤務免除勤務期間に含むものとする。

（返還債務免除勤務期間の一時中断）

- 第13条 院長は、奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できなかった場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。
- 2 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

（返還）

- 第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額（第11条第2項又は第3項に該当する場合にあっては、返還の債務を免除した額に減じた額）を一括で返還しなければならない。
- 一 規程第9条により奨学生の資格が取消されたとき。
 - 二 職員採用試験に不合格となったとき。
 - 三 原則として、看護学校等を卒業後2年以内に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき。
 - 四 返還債務免除勤務期間を満たさずに退職するとき。
 - 五 病院の就業規則に著しい違反行為があったとき。
- 2 前項にかかわらず、やむを得ない事情により一括返還できないと院長が認めた場合には、返済期間の上限を3年として分割返済することができる。この場合には、院長並びに奨学生及び連帯保証人は、分割返済にかかる書面を作成するものとする。
 - 3 前項の分割返済における延納利息については、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（平成26年規程第61号。以下「会計規程」という。）第24条の規定に基づいて算定した延滞利息を徴収することができる。

（分割返済に該当する事由及び手続き）

第14条の2 前条第2項に規定するやむを得ない事情とは、次号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生活保護世帯や低所得者世帯（住民税非課税）である場合。
 - 二 過去１年以内に家計の急変（家計負担者の失業、減収、破産、病気、事故、死亡、被災等）が生じた場合
- ２ 前条第２項に規定する分割返済にかかる書面については、債務弁済契約書（ひな型）にて、契約するものとする。

（延滞金）

第１５条 院長は、奨学生が、第１４条第１項で規定した額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、会計規程第２５条の規定に基づき延滞金を徴収するものとする。

（紛争対応）

第１６条 勤務の誓約を果たさずかつ奨学金の返還の義務が履行されない場合、連帯保証人への返還請求等法的措置をとることとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和６年３月１日から施行し、令和２年３月１日より適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和６年９月１日から施行し、令和２年３月１日より適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和６年１１月１日から施行し、令和２年３月１日より適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和９年４月１日から施行する。

（様式第１号）奨学生申請書

（様式第２号）奨学金貸与決定通知書

（様式第３号）奨学生誓約書

（様式第４号）奨学生辞退願

(様式第 5 号) 奨学金返還免除決定通知書

(様式第 6 号) 貸与申請書